

三豊市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

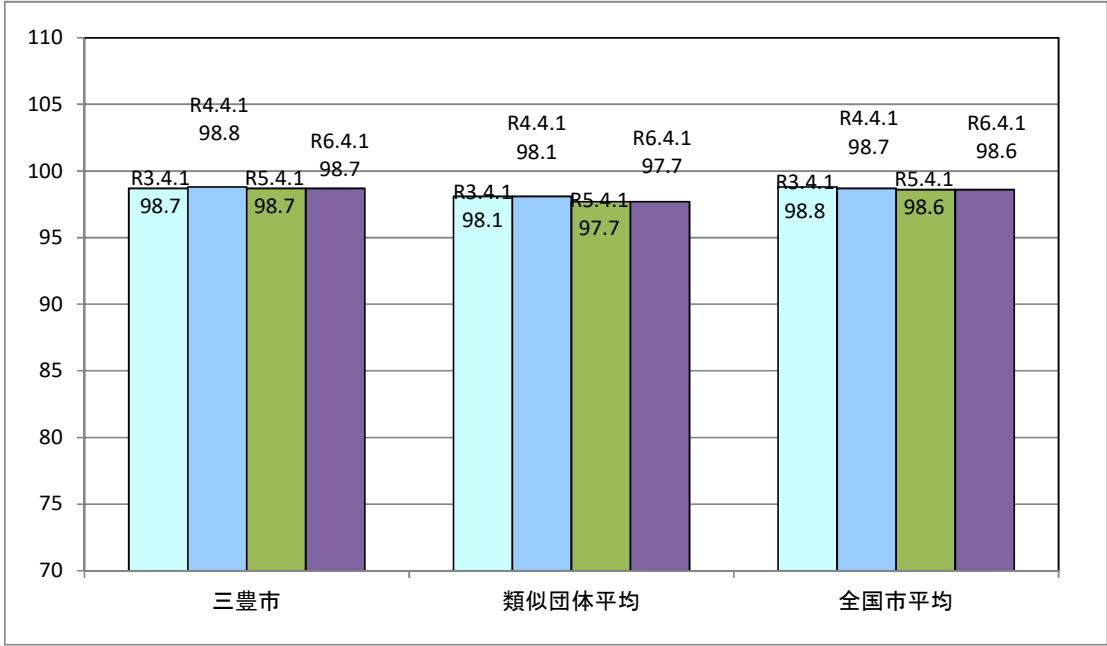
区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和 5年度	人 61,087	千円 34,868,127	千円 1,135,707	千円 6,620,967	% 18.99	% 18.89

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 596	千円 2,170,346	千円 235,632	千円 852,421	千円 3,258,399	千円 5,467	千円 5,999

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給率）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与改定の状況

①月例給		該当なし				(参考) 国の改定率
区 分	人事委員会の勧告				給 与 改 定 率	
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧 告 (改定率)		
年度	円 -	円 —	円 (%)	% —	% -	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）					該当なし		
区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国 の 年 間 支 給 月 数	
	民間の支給 割合	A	公務員の 支給月数	B			較差 A-B
年度	月		月		月		月
	—		—		—		—

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し
[実施 未実施]
実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日
（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、当分の間の経過措置（現給保障）を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し
実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）
国基準 0%
三豊市 0%

③ その他の見直し内容
管理職員特別勤務手当について、国と同様に創設。（平成27年4月1日実施）

(6) 特記事項
なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
三豊市	43.2 歳	319,100 円	364,697 円	339,925 円
香川県	42.9 歳	325,406 円	412,347 円	357,780 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	42.8 歳	319,556 円	376,793 円	345,890 円

②技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
三 豊 市	55.0 歳	39 人	308,000 円	320,538 円	313,361 円
うち 清 掃 職 員	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円
うち 学 校 給 食 員	53.1 歳	16 人	297,000 円	307,824 円	303,287 円
うち 用 務 員	55.8 歳	5 人	317,740 円	321,040 円	317,740 円
うち 運 転 手	55.0 歳	2 人	293,800 円	314,250 円	308,750 円
香川県	55.9 歳	9 人	299,869 円	320,872 円	314,739 円
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	— 円	330,553 円
類似団体	53.8 歳	19 人	312,837 円	336,390 円	324,492 円

区 分	民 間			参 考
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
三 豊 市	—	— 歳	—	—
うち 清 掃 職 員	廃棄物処理業	47.7 歳	314,900 円	—
うち 学 校 給 食 員	飲食物調理従事者	43.2 歳	250,200 円	1.23
うち 用 務 員	用務員	49.1 歳	244,800 円	1.31
うち 運 転 手	乗用自動車運転者	58.9 歳	265,100 円	1.19

区 分	【参 考】年収ベース(試算値) の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
三 豊 市	—	—	—
うち 清 掃 職 員	—	—	—
うち 学 校 給 食 員	5,079,096 円	3,321,600 円	1.53
うち 用 務 員	5,297,160 円	3,297,300 円	1.61
うち 運 転 手	5,185,125 円	3,367,200 円	1.54

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和3年～令和5年の3ヶ年平均）。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職(小・中・幼)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
三豊市	38.8 歳	264,743 円	302,730 円
香川県	41.3 歳	351,154 円	395,885 円
類似団体	40.0 歳	303,988 円	332,391 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		三 豊 市	香 川 県	国
一般行政職	大 学 卒	202,400 円	202,400 円	196,200 円
	高 校 卒	170,900 円	170,900 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	196,200 円	159,500 円	—
	中 学 卒	187,300 円	151,200 円	—
教 育 職	大 学 卒	225,600 円	226,100 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	280,700 円	364,700 円	386,500 円	399,600 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
教 育 職	大 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

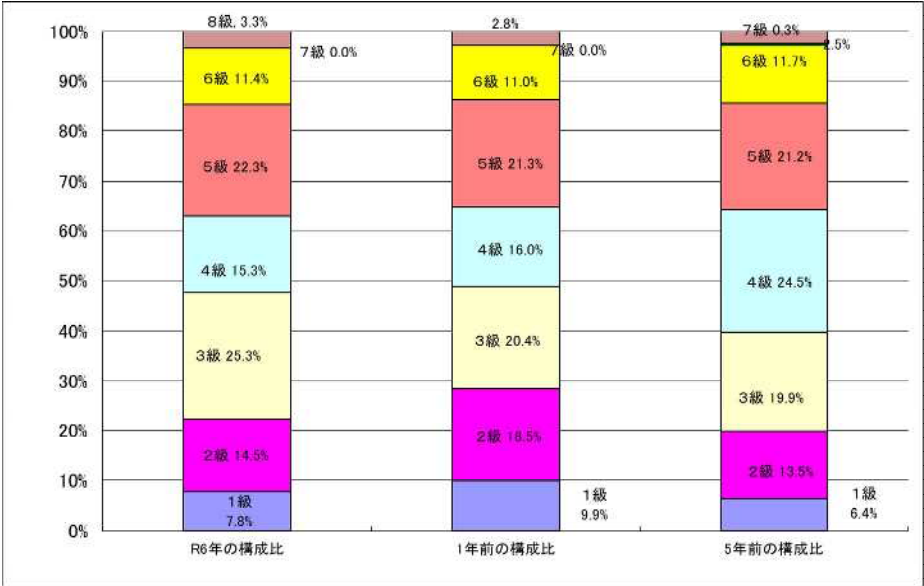
※100円未満を端数処理(四捨五入)した値である。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

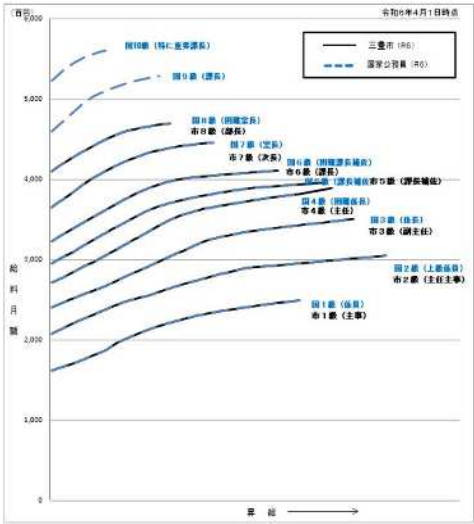
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事	28人	7.8%	183,500円	258,100円
2 級	主任主事	52人	14.5%	230,000円	308,500円
3 級	副主任	91人	25.3%	261,300円	354,700円
4 級	主任	55人	15.3%	287,300円	393,600円
5 級	課長補佐	80人	22.3%	309,800円	400,200円
6 級	課長	41人	11.4%	335,000円	415,700円
7 級	次長	0人	0.0%	373,400円	450,900円
8 級	部長	12人	3.3%	415,600円	475,000円

- (注) 1 三豊市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 1 平成28年4月1日に7級制から8級制に変更している。（8級＝部長級）

(2) 国との給料表カーブ比較表（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（三豊市）

令和6年4月2日から令和7年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な 区分	昇給実績がある 区分	昇給可能な 区分	昇給実績がある 区分
上位、標準、下位の区分		○	○	○	○
上位、標準区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ(一律)					
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

三 豊 市	香 川 県	国
1人当たり平均支給額(5年度) 1,364 千円	1人当たり平均支給額(5年度) 1,704 千円	—
(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) 1 ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況 (三豊市)

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当 (令和6年4月1日現在)

三 豊 市				国			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算)				その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～45%加算)			
(退職時特別昇給 —)							

(3) 地域手当 (令和6年4月1日現在)

支 給 実 績 (令和5年度決算)			9,365 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)			720,631 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
医 師	16 %	7 人	16 %
東京(特別区)	20 %	2 人	20 %
高松市	6 %	4 人	6 %

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			38,373 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			304,547 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）			16.2 %	
手当の種類（手当数）			6	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和5年度決算）	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	一般行政職	感染症患者の救護、治療、看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業	- 千円	日額 4,000円以内
精神衛生業務従事手当	一般行政職	精神障害者の診察の立会い又は入院のための患者護送作業に従事	14 千円	日額 2,000円
行旅死亡人処理作業手当	一般行政職	行旅死亡人の取扱いに従事	28 千円	1体 7,000円
清掃作業手当	技能労務職	ごみの収集及び処理作業に従事	-	日額 1,000円
福祉業務手当	一般行政職	生活保護業務の現業及び指導監査に従事	360 千円	月額 5,000円
医療業務従事手当	医療・看護職	（医務手当） 医療業務に従事する医師（危険手当） 医療業務に従事する職員〔医師を除く〕 （夜間看護手当） 永康病院で看護業務に従事する職員で夜間の勤務に従事 （待機手当） 永康病院に勤務する診療放射線技師、臨床検査技師で、救急患者の診療等の業務のため正規の勤務時間以外に自宅等において待機	37,971 千円	（医務手当） 給料月額110/100以内 [35/100～110/100] 院長-110/100、統括副院長-85/100、診療部長-45/100、医長-35/100 （危険手当） 月額4,000円以内[4,000円、3,000円] （夜間看護手当） 1回4,000円以内 深夜勤務 3,550円 準夜業務 3,100円 （待機手当） 1回1,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	112,359 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	145 千円
支給実績（令和4年度決算）	125,619 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	165 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和5年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和5年度決算）
扶養手当	配偶者6,500円 第1子10,000円等	同		62,328 千円	258,620 円
住居手当	家賃補助限度額27,000円	異	支給金額	35,446 千円	308,220 円
通勤手当	2km～5km未満 2,700円 10km未満 5,500円等	異	支給金額	47,809 千円	75,053 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうち、規則で定める職にある職員に支給 ・適用給料表の別、属する職務の級および区分に応じ定める額（定額） 40,600円～97,600円	異	支給金額	45,885 千円	566,474 円
宿日直手当	宿直又は日直勤務1回につき4,400円	同		11,031 千円	735,400 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給 料	市 長	926,000	円	(参考)類似団体における最高／最低額		
		(	円)	1,000,000	円／	560,000 円
	副 市 長	734,000	円	802,000	円／	585,000 円
		(	円)			
	収 入 役	—	円	—	円／	— 円
		(	円)			
報 酬	議 長	504,000	円	535,000	円／	347,900 円
		(	円)			
	副 議 長	439,000	円	475,000	円／	285,100 円
		(	円)			
	議 員	407,000	円	432,000	円／	268,200 円
		(	円)			
期 末 手 当	市 長	(令和4年度支給割合)				
	副 市 長	3.40	月分			
	収 入 役					
	議 長	(令和4年度支給割合)				
	副 議 長	3.40	月分			
	議 員					
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)		
	副 市 長	926,000円×勤続期間の月数×36.5/100	1,622万円	退職した日から起算 して1月以内		
	収 入 役	734,000円×勤続期間の月数×22/100	775万円	〃		
		—	—	—		
	備 考					

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

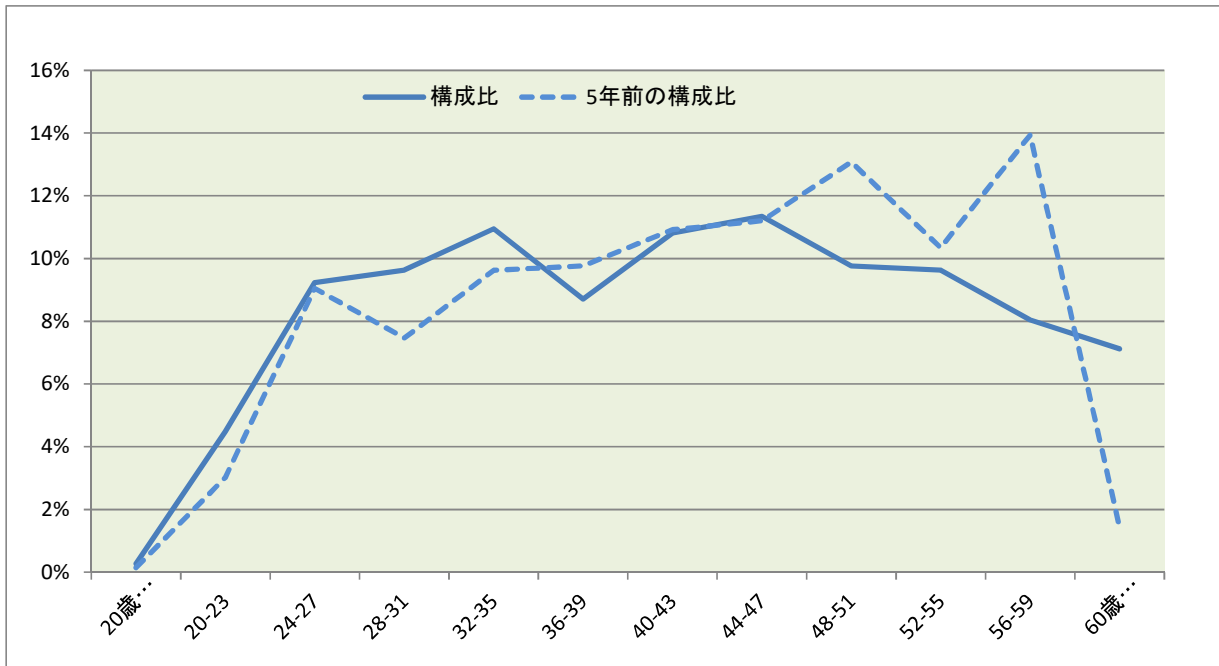
6 職員数の状況
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門 \ 区 分			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和6年	令和5年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	7	7	0	
		総 務	112	112	0	
		税 務	31	32	△ 1	
		労 働	0	0	0	
		農林水産	28	29	△ 1	
		商 工	10	11	△ 1	
		土 木	39	40	△ 1	
		民 生	173	176	△ 3	
		衛 生	27	30	△ 3	
		計	427	437	△ 10	<参考> 人口1万当たり職員数 68.59 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 67.58 人)
	教育部門	164	159	5		
	消防部門	-	-	-		
	小 計	591	596	△ 5	<参考> 人口1万当たり職員数 94.93 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 87.73 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院 水 道 下 水 道 そ の 他	124	121	3		
		10	15	△ 5		
		2	1	1		
		30	30	0		
		小 計	166	167	△ 1	
合 計			757 [919]	763 [919]	△ 6 [-]	<参考> 人口1万当たり職員数 121.59 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	34人	70人	73人	83人	66人	82人	86人	74人	73人	61人	54人	758人

(3)職員数の推移

(単位：人・%)

部 門 別 \ 年 度	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R6年	過去5年間の増減数・率	
一般行政	407	413	427	419	437	427	20	4.9
教 育	146	151	152	158	159	164	18	12.3
消 防	-	-	-	-	-	-	-	-
普通会計 計	553	564	579	577	596	591	38	6.9
公営企業等 会 計	133	144	158	168	167	163	30	22.6
総合計	686	708	737	745	763	754	68	9.9

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。